

## 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する 条例の概要

### 1 改正の理由

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、健康増進法（以下「法」という。）の規定と合わせることに支障がない部分については法と合わせ、よりわかりやすい内容とするとともに、禁煙標識の表示義務を削除するなど、所要の改正を行った。

### 2 改正の内容

#### (1) 「喫煙」及び「受動喫煙」の定義の改正

法の定義に合わせた。（第2条関係）

#### (2) 対象範囲の変更

対象範囲を現行の「室内」から法に合わせて「屋内」に改正した。（第2条関係）

#### (3) 法による区分を考慮した施設区分の新設等

条例による施設区分のうち、県第1種施設は、法による区分では法一種と法二種に分かれるところ、表記や、区分に応じて設置できる喫煙室の説明が事業者等にとってわかりにくいため、「条例1種かつ法一種」であるものについては引き続き「県第1種施設」とし、「条例1種かつ法二種」であるものについては、新たに区分を設けて「県特定第1種施設」とした。（第2条及び別表関係）

#### (4) 禁煙表示義務の廃止

法により、原則屋内禁煙となったことから、施設内を完全に禁煙とした場合の禁煙標識の表示義務は廃止した。（第11条関係）

#### (5) 条例見直し周期の変更

法により、受動喫煙防止に関する社会的な認識は定着したと判断されるため、条例の見直し周期を現行の3年から県条例の原則である5年とした。（制定附則第4項関係）

#### (6) その他所要の規定の整備を行った。（第13条関係等）

### 3 施行期日

令和6年4月1日